

改正

平成 29 年 11 月 30 日 教委規程第 3 号 令和 3 年 9 月 3 日 教委規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、教育長の権限に属する事務の執行に関し必要な事項を定め、明確な責任の下に、合理的かつ能率的な事務の処理を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 教育長の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 常時、教育長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 教育長又は専決する者が不在（出張、病気その他事故等により決裁することができない状態をいう。以下同じ。）のときに、これらの者に代わって決裁することをいう。

(執務の原則)

第 3 条 職員は、市民全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行するとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるように努めなければならない。

- 2 命令系統は、常に統一を保ち、これを乱すことがあってはならない。
- 3 事務を処理するに当たっては、分担事務に間隙を生じないように関係部門と十分に協調し、意思の疎通を図らなければならない。

(専決及び代決の効力)

第 4 条 この規程に基づいてなされた専決及び代決は、教育長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(教育長の決裁を要する事項)

第 5 条 次条に規定する専決事項以外の事務は、全て教育長の決裁を受けなければならない。

(課長及び係長の専決事項)

第 6 条 課長及び係長が専決できる共通の事項は、別表第 1 から別表第 3 までのとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、課長が専決できる支出科目別の事項は、別表第 4 のとおりとする。
- 3 前 2 項に定める専決事項において、係長を置かない課にあつては、係長の専決事項は課長専決事項として取り扱うものとする。
- 4 第 1 項の場合において、別表第 3 財務に関する事項の項中（5）の号及び（6）の号に定めるものを除き、予算執行額が 500,000 円以上の報償費、需用費（光熱水費は除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金、補償補填及び賠償金に係る執行伺については、総務課長の合議の上、教育長又は専決者の決裁を受けるものとする。

(専決に係る疑義)

第7条 前条の専決事項のうち、疑義のある場合においては、上司がこれを決定する。

(専決に係る報告)

第8条 専決者が専決した場合において、必要があると認めるとき又は上司から報告を求められたときは、その専決した事項を上司に報告しなければならない。

(決裁順序)

第9条 決裁に至るまでの手続過程は、決裁を受けるべき事項に係る事務を主管する係長から順次上司の決裁を経て、教育長又は専決者の決裁を受けるものとする。

(合議)

第10条 前条の規定によりその事務を処理する場合において、別に定める場合を除くほか、次の各号に係るもの（支出負担行為及び支出命令は除く。）については、当該各号に定める者の合議を経て、決裁権者の決裁を受けなければならない。

- (1) その事務が議案及び議事並びに法令、例規等に関連するものについては、事務局長及び総務課長
- (2) その事務が庁舎及び施設の管理に関連するものについては、総務課長
- (3) その事務が新たに予算を伴うもの及び将来の財政負担等予算編成に関連するものについては、事務局長及び総務課長
- (4) その事務が人事、給与及び宿泊を要する出張に関連するものについては、総務課長
- (5) 前各号に定めるもののほか、その事務が他の課に関連するものについては、関係課長

(教育長の決裁事項の代決)

第11条 教育長の決裁を受けるべき事項について、教育長不在のときは課長がその事項を代決することができる。

(課長の専決事項の代決)

第12条 課長の専決できる事項について、課長が不在のときは課長代理が、課長代理も不在のとき及び課長代理を置かない課にあっては主管の係長がその事項を代決することができる。

(代決できる事項)

第13条 第11条から前条までに規定する代決は、あらかじめ指示を受けた事項及び特に至急に処理しなければならない事項に限るものとする。

- 2 前項の特に至急に処理しなければならない事項を代決する場合において、職員の進退及び事の重要又は異例に係るもの若しくは疑義のあるものについては、あらかじめ処理の方針を指示されたものを除くほか、代決することができない。

(後閲)

第14条 代決した事項については、速やかに上司に報告し、又は関係文書を上司の閲覧に供しなければならない。ただし、上司が指定した事項については、この限りでない。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成29年11月30日教委規程第3号）

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（令和3年9月3日教委規程第1号）

この規程は、令達の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

庶務に関する事項

事 項	教育長	課 長	係 長
(1) 許可、認可等の行政処分に関すること。	重要なもの	定例的なもの	
(2) 照会、報告、通知、回答等に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	定例的なもの
(3) 告示、公告、公表及び公示送達に関すること。	重要なもの	軽易なもの	
(4) 統計、調査等行政資料の収集に関すること。			○
(5) 情報公開に係る公開・非公開の決定及び請求者等への通知に関すること。	重要なもの	定例的なもの	
(6) 個人情報に係る開示・非開示の決定及び請求者等への通知に関すること。	重要なもの	定例的なもの	

別表第2（第6条関係）

人事に関する事項

事 項	教育長	課長	合議
(1) 休暇の承認に関すること。	課長	課員	
(2) 出張の命令及び復命の受理に関すること。			
ア 宿泊を要する出張	課長	課員	事務局長
イ 宿泊を要しない出張	課長	課員	
(3) 時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。	課長	課員	
(4) 職務に専念する義務の免除に関すること。	課長	課員	総務課長
(5) 課内所属職員の配置に関すること。		○	総務課長
(6) 臨時的任用職員の任免及び給与の決定に関すること。		○	事務局長
(7) 会計年度任用職員の任免及び報酬等の決定に関すること。		○	事務局長

## 別表第3（第6条関係）

## 財務に関する事項

事 項	教育長	課 長	合 議
(1) 行政財産の目的外使用の許可に関する事。	○		事務局長
(2) 歳入に係る補助金及び交付金の申請並びに実績報告に関する事。	○		事務局長
(3) 前渡金、前払金及び概算払に関する事。		○	総務課長
(4) 戻入及び戻出の決定に関する事。		○	
(5) 工事の執行伺に関する事（工事の設計変更に伴う追加があるときは、当初との合算額を基準にする。以下工事に係る支出負担行為について同じ）。	500,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円未満	事務局長 総務課長
(6) 工事に係る設計、測量、調査等の業務委託の執行伺に関する事。	500,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円未満	事務局長 総務課長
(7) 50万円以上の物品購入、修繕及び備品購入の執行伺に関する事。	500,000 円以上 3,000,000 円未満		事務局長
(8) 委託料（第6号を除く。）、補償補填及び賠償金の予算の執行に関する事。	500,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円未満	
(9) 第5号から前号までに定めるもの、投資及び出資金、積立金、寄附金、繰出金を除く予算の執行伺に関する事。	500,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円未満	
(10) 予算の流用及び予備費の充用に関する事。	300,000 円以上 1,000,000 円未満	300,000 円未満	事務局長 総務課長

別表第4（第6条関係）  
支出科目別専決事項表

科 目		支出負担行為・支出負担行為兼支出命令			支出命令		
節	細節	教育長	課長	会計管理者 確認	教育長	課長	
1	報酬		全額			全額	
2	給料		全額			全額	
3	職員手当等		全額	○		全額	
	退職手当		全額			全額	
3	その他		全額			全額	
	共済費		全額			全額	
4	災害補償費	全額					
5	報償費	500,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円 未満			全額	
8	旅費		全額			全額	
	特別旅費		全額			全額	
8	費用弁償		全額			全額	
	交際費		全額			全額	
10	需用費		全額			全額	
	光熱水費 燃料費		全額			全額	
	食糧費	10,000 円以上	10,000 円 未満			全額	
	修繕料	500,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円 未満	2,000,000 円 以上	500,000 円 以上	500,000 円 未満	
10	その他	500,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円 未満		500,000 円 以上	500,000 円 未満	
	11	役務費	500,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円 未満		500,000 円 以上	500,000 円 未満
	12	委託料	500,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円 未満	2,000,000 円 以上	500,000 円 以上	500,000 円 未満
		工事に伴 う委託料	500,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円 未満	2,000,000 円 以上	500,000 円 以上	500,000 円 未満
12	その他	500,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円 未満		500,000 円 以上	500,000 円 未満	

13	使用料及び 賃借料	500,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円 未満		500,000 円 以上	500,000 円 未満
14	工事請負費	500,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円 未満	5,000,000 円 以上	500,000 円 以上	500,000 円 未満
17	備品購入費	500,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円 未満		500,000 円 以上	500,000 円 未満
18	負担金補助 及び交付金		全額			全額
21	補償補填及 び賠償金	500,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円 未満		500,000 円 以上	500,000 円 未満
22	償還金利子 及び割引料		全額			全額